

道医発 1 3 3 4 号

平成 2 5 年 2 月 2 2 日

各 郡 市  
医 師 会 長 様  
医 育 機 関

北海道医師会長  
長 瀬 清  
(公印省略)

**平成 25 年度政府予算案に子宮頸がん等ワクチンの接種及び  
妊婦健康診査について**

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先般、総務、財務、厚生労働の 3 大臣により、添付のとおり これまで補正予算による時限的措置として実施されてきた子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の対象 3 ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌）について、予防接種法改正により平成 25 年度以降定期接種化する、これらと併せて、既存の定期接種（一類疾病）の公費負担割合も子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業と同様（9 割）とする、これまで妊婦健康診査支援基金による国庫補助事業で実施されてきた妊婦健診の費用を一般財源化する等が合意されました。

これを受け、平成 25 年度政府予算案が 1 月 29 日に閣議決定され、厚生労働省及び総務省より各都道府県等に対し事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても会員への周知方につきましてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

地域保健部  
(事業第三課)

## 平成 25 年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について

平成 22 年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減(以下「年少扶養控除の廃止等」という。)によって平成 25 年度において新たに生じる地方増収分並びに平成 24 年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分の取扱い等については、以下のとおりとする。

- (1) 特定疾患治療研究事業については、平成 26 年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること。
- (2) 平成 25 年度予算における特定疾患治療研究事業の国庫補助金については、当該事業の国費不足額が平成 24 年度予算における国費不足額を下回るよう、所要額を計上すること。
- (3) (1)及び(2)の措置を前提として、平成 24 年度において特定疾患治療研究事業の超過負担に暫定的に充当した年少扶養控除の廃止等による地方増収分(269 億円)を、(4)・(5)に掲げる国庫補助事業の一般財源化の財源として活用すること。
- (4) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業を、以下を前提として、一般財源化すること(522 億円)。
  - ① 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンについては、平成 25 年度から予防接種法に基づく定期接種とすることとし、そのための予防接種法改正法案を次期通常国会に提出すること。
  - ② また、これらの措置と併せ、既存の予防接種法に基づく定期接種(一類疾病分)に係る公費負担の範囲を、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業と同様の範囲に見直すべく、法令改正その他必要な措置を講じるものとする。
- (5) 妊婦健康診査支援基金を活用した国庫補助事業を一般財源化すること(364 億円)。

平成 25 年 1 月 27 日

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

事 務 連 絡

平成25年1月29日

各 都 道 府 県 予 防 接 種 主 管 部 ( 局 ) 御 中

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{政 令 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  母 子 保 健 主 管 部 ( 局 ) 御 中

各 都 道 府 県 市 区 町 村 担 当 部 ( 局 ) 御 中

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課  
総務省自治財政局調整課

平成25年度政府予算案における子宮頸がん等ワクチンの接種及び  
妊婦健康診査について

予防接種行政並びに母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成25年1月27日に「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」（三大臣合意（総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣））（別添参照）がとりまとめられ、これを受けた平成25年度政府予算案が、本日、閣議決定されました。

つきましては、平成25年度政府予算案においては、以下のとおりとされていますのでお知らせいたします。

1. 子宮頸がん等ワクチンの接種について

子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチンの接種については、これまで補正予算により基金事業を延長し、暫定的に実施してきたところですが、平成25年度以降は定期接種化することとし、そのための予防接種法改正法案を今国会に提出します。また、公費負担の対象範囲が基金事業と同様に9割となるよう、地方財源を確保し、普通交付税措置を講じることとされております。

併せて、既存の予防接種法に基づく定期接種（一類疾病分）についても、公費負担の対象範囲が9割となるよう、普通交付税措置を講じることとされております。

今後とも、各市町村による予防接種が安定的・継続的に実施されるよう、ご理解・ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

## 2. 妊婦健康診査について

妊婦健康診査の公費助成については、これまで補正予算により時限的な基金事業の延長を重ねてきましたが、平成25年度以降は、地方財源を確保し、普通交付税措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行することとされております。

今後とも、各市町村による妊婦健診の公費助成が安定的・継続的に実施され、地域において安心・安全に妊娠し出産できる環境づくりが進むよう、ご理解・ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

### 【照会先】

(予防接種について)

厚生労働省健康局結核感染症課  
予防接種室調査管理係 溝口  
電話：03-5253-1111（内線2383）

(妊婦健康診査について)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
母子保健課母子保健係 鈴木  
電話：03-5253-1111（内線7938）